

## 寄稿

# インドネシア共和国最高裁判所 JICA 技術協力プロジェクトに参加した経験から

前インドネシア最高裁判所准長官

タクディル・ラフマディ<sup>1</sup>

2007年、パダンのアンダラス大学法学部の教員だった私は、インドネシア共和国最高裁判所が行っていた裁判所におけるメディエーションに関する2003年最高裁判所規則第2号（以下「2003年メディエーション規則」という。）の改正作業に携わっていました。この時インドネシア最高裁はすでに JICA 及び日本法務省法務総合研究所国際協力部（以下「ICD」という。）と協力関係にあり、その中で改正作業が行われました。司法関係者、特に裁判官から指摘されていた2003年メディエーション規則の問題点のひとつは、なぜ裁判官以外の者しかメディエータになれないのか、すなわち、インドネシアの民事手続法は裁判官が当事者に対して和解を試みる機会を与えねばならないと規定しているのになぜ裁判官がメディエータを務めてはいけないのか、という点でした。2003年メディエーション規則は、裁判官がメディエータとなることを禁じていました。その理由は、中立公正な裁判を担保するため、事件について事前に知っている裁判官がその事件を担当してはならないという原則によるものでした。インドネシアでは、裁判官が自分の担当する事件で和解を試みたものの当事者が合意に達しなかった場合に訴訟の審理が始まります<sup>2</sup>。したがって、裁判官がメディエータになれると定めてしまうと、裁判官は和解協議の過程で明らかになった事件の内容や争点、当事者の主張などを知った上で審理を始めることになってしまうところ、これは、先に述べた原則に反するだろうと当時の2003年規則の立法者は考えたわけです。

また、2003年規則の運用に関する別の問題として、和解で終結する事件が少ないということもありました。

そのようなことから、インドネシア最高裁長官であったバギル・マナン博士は、2003年メディエーション規則改正の必要性を感じ、当時、非司法部門担当最高裁副長官であったハリフィン・A・トゥンパ氏をリーダーとするワーキンググループを組織しました。ワーキンググループのメンバーは、判事からイ・グステイ・アグン・スマナタ、スハデイ、ディア・スラストゥリ・デウイ、アブドゥラの各氏、メディエーションの発展に関心のある学者もしくは有識者からスリ・マムジ、シテイ・メガディアントリ・アダム、

<sup>1</sup>（編集者注）前インドネシア最高裁准長官。2008年よりインドネシア最高裁判事に就任。2014年からは裁判官育成室長をつとめる。2024年退官。2007年から2009年まで JICA 及び法務省法務総合研究所国際協力部が実施するプロジェクトである和解プロジェクトに関与し、その後の我が国の法整備支援の活動においても最高裁判事としてプロジェクト活動に尽力するなど中心的な役割を果たした。なお、本稿はインドネシア語で寄稿いただいたものを翻訳したものである。

<sup>2</sup>（訳者注）インドネシアの裁判官の間では一般に、第一回期日に限り和解を試みることができると理解されていた。草野芳郎「インドネシア和解・調停制度強化支援プロジェクトの思い出とその後のソフトな法整備支援」ICD NEWS 第68号79頁参照

TM・ルトフィ・ヤジド、アフマド・ファーミ・シャハブ、そして私でした。メデイエーション規則改正ワーキンググループの活動は、角田多真紀弁護士を中心とする2007-2009和解調停制度強化プロジェクトとしてJICA及びICDの協力を得て実施されました。プロジェクトのパートナーであるJICA及びICDサイドとの協議を重ねるなかで、ワーキンググループとしては、実際に日本を訪れて日本の裁判制度に組み込まれているメデイエーションの規定や実務を学ぶ必要があると判断しました。2003年メデイエーション規則改正ワーキンググループのメンバーであった私も、最高裁長官の指示により2008年に日本で実施された本邦研修に参加しました。一行は、JICAの宿泊研修施設である大阪国際センター（OSIC）に宿泊しました。この研修で、私たちワーキンググループは、草野芳郎教授や稲葉一人教授など日本でメデイエーションを実践している講師の方々の知己を得、議論を交わすことができたのです。

本邦研修の中で、日本には裁判所で行われるメデイエーションとして「和解」と「調停」の二種類があるということを知りました。「和解」は民事紛争を話し合い（メデイエーション）で解決する手続きで、その訴訟事件を審理する裁判官がメデイエータとなります。「調停」も話し合いで民事紛争を解決しますが、弁護士その他の専門家と裁判官とからなる調停委員会がメデイエータとなります。「即決和解」という制度もあり、これは訴えを提起する前に和解を申し立て、その合意内容に裁判上の和解と同様の効果を付与してもらうというものでした。「和解」「調停」の考え方はその後、裁判所におけるメデイエーション手続きに関する2008年最高裁判所規則第1号（2008年最高裁規則第1号）に採用され、第8条に次のように規定されました。

当事者は、次の各号の中からメデイエータを選ぶことができる。

- a. 訴訟が係属する裁判所の、当該訴訟を担当する裁判官以外の裁判官
- b. 弁護士又は法律学者
- c. 法律分野以外の専門職にある者で、当事者が、紛争の争点に関する専門的知識又は経験を有すると認める者
- d. 訴訟を担当する合議体を構成する裁判官
- e. a号とd号、b号とd号、又はc号とd号のメデイエータの組合せのいずれか。

「即決和解」の考え方は2008年最高裁規則第1号第23条に取り入れられて、「当事者は、メデイエータ資格を有するメデイエータの仲介によって訴訟外で紛争を解決して和解合意書を作成したときは、管轄裁判所に対して訴えを提起する手続きをとり、その和解合意書を提出して和解判決を求めることができる」と規定されました。ワーキンググループは、JICA及びICDの支援を得て、2008年最高裁規則第1号によって旧規則を改正するほか、インドネシア最高裁に対する具体的な提案もまとめました。例えば、メデイエータ倫理規定案はその後長官の承認を得ましたし、メデイエーションに関するQ&Aブックや教育研修カリキュラムを策定しました。メデイエーション推進のため複数のパイロット・コート設置も提案しましたが、これに対しても長官の了解を得ることができませんでした。裁判所におけるメデイエーション手続きに関する2008年最高裁判所規則第

1号の公布をもって規則改正の活動は終わり、2007-2009和解調停制度強化プロジェクトも終了しました。

しかし、2015年に再びJICA及びICDからの支援を受けることになりました。インドネシア共和国最高裁判所をカウンターパートとする技術協力は、法務人権省法規総局および知的財産総局のJICA技術協力プロジェクトと合同で、知的財産権保護の強化を目的とするものでした。当時のインドネシア最高裁長官はM・ハッタ・アリ氏でしたが、育成担当准長官であった私が、技術協力の範囲や形態について積極的に協議するよう長官から任命されました。そして、JICA及びICDとの協議の結果は、2015年7月14日に、インドネシア共和国最高裁判所とJICAの合意書として、私・育成担当准長官とJICAインドネシア事務所長安藤直樹氏が署名して締結されました。この合意書によるプロジェクトの期間は5年間でした。インドネシア最高裁側では、育成担当准長官である私とイ・グスティ・アグン・スマナタをリーダーとする知財ワーキンググループが長官により組織されました。イ・グスティ・アグン・スマナタは民事室所属の最高裁判事であり、2019年からは民事担当准長官（民事室長）を務めています。ワーキンググループのメンバーは、最高裁特別民事担当准書記官（高裁判事レベル）、商事法廷担当の地裁判事、最高裁民事室の代用書記官（地裁判事レベル）等でした。知財権保護強化を目的とする2015年のこの合意書は2020年に終了するはずでしたが、コロナ禍により予定されていた活動ができなかったため一年間延長されました。そして、2021年4月には、4年間の期間で新たなプロジェクトが開始されることとなりました。インドネシア最高裁の知財ワーキンググループは、このプロジェクトにおいて、ICD及び日本から派遣された長期派遣専門家とともに、知財分野の研修カリキュラムを策定しました。そして、その教材としてインドネシアと日本の知財事件判決を掲載した判決集を作成しました。また、主に知財事件を担当する裁判官の能力強化のために、ICDの協力を得つつ、日本から派遣された長期派遣専門家とともに国内各地で出張研修を実施し、裁判官の能力強化及び上記判決集等の普及活動を行いました。

JICA及びICDによるサポートのおかげで、インドネシアの裁判官は本邦研修に参加してメデイエーションや知財権保護に関する日本の制度や実務を学ぶ機会を得ることができました。それぞれのワーキンググループのメンバーはもとより、メンバーではなくても適任であると認められた者、または最高裁判所司法研究開発研修所の運営に携わる裁判官等にもその機会は与えられました。私のほかハリフィン・A・トゥンパ、アチャ・ソングジャヤ、M・サレーなど最高裁の幹部各氏やその他の最高裁判事もこの技術協力における本邦研修で日本を訪れています。私をはじめ本邦研修に参加したインドネシアの裁判官は、日本の文化、とりわけ規律をもって熱心に働く日本人の文化に強い印象を受けたものでした。技術の進歩や国民の繁栄の基礎にある日本人の勤勉な労働文化や法文化に、インドネシア人は深い敬意を感じていると思います。

現在私は、最高裁判事としても育成担当准長官としても既に引退して年金生活に入っておりますが、今後も様々な法分野を対象に法整備や執行強化のためインドネシア最高裁判

所・JICA・ICDとの間の協力関係が継続していくことを願って止みません。